

第44回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日時 平成25年11月18日(月) 13:00~14:06
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
- (部会長) 白波瀬佐和子
- (委員) 黒澤昌子、津谷典子
- (専門委員) 荒木万寿夫、久我尚子
- (審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、神奈川県
- (調査実施者) 総務省統計局統計調査部消費統計課：永島課長、佐藤企画官、寺田統計専門官
- (事務局) 内閣府統計委員会担当室：廣瀬調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官、木村副統計審査官、小野企業統計体系整備専門職
- 4 議題 全国消費実態調査の変更について
- 5 概要
- 前回部会審議で宿題とされていた調査実施者に対する委員及び専門委員からの意見について、調査実施者から説明が行われ、世帯票の「育児休業の取得の有無」、「就業・非就業の別」及び「各種学校・塾など」について、調査実施者の対応は適当とされた。
 - 世帯票の「被災による転居の有無」、「その他の人」及び「要介護・要支援の別」については、調査実施者において検討時間が必要なため、次回部会で回答することとされた。
 - 「(3) 報告を求める者の変更」、「(4) 調査方法の変更」及び「2 前回(平成21年) 答申等における今後の課題への対応」について、調査実施者から「審査メモ」に沿って説明が行われ、全て適当であると判断された。
 - これまでの3回の審議結果について、平成25年11月22日(金)の統計委員会において、部会長代理から報告することとされた。
委員及び専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

前回部会審議時の宿題事項(資料1-1)

世帯票「育児休業の取得の有無」について

- ・ 所得との関連を分析するので、実績と予定を分けて把握する修正内容で良いと思う。
なお、例えば男性が2週間休んだ場合は、どのように記入するのか。
- 月単位に切り上げて記入することになる。
- ・ 男性の育児休業取得率を確認したが2.6%と低い数値であった。このため、今回は月単位の記入でもいいと思うが、男性の収入の方が世帯収入への影響が大きいため、次回調査時には週単位の把握を行うことについて、再考が必要ではないか。なお、自社グループでは、男性は育児休業を1週間取得するようになっている。
- ・ 次回調査時に改めて検討することは議事録に残すことにして、今回はこの修正案について妥当と判断する。

世帯票「就業・非就業の別」について

- ・ 特段の意見なし。

世帯票「各種学校・塾など」について

- ・ 通信講座やオンデマンド型のビデオスクーリングも普及しているので、記入の仕方に、通信教育も含むことを明記するよう、対応してもらえて良かった。

世帯票「被災による転居の有無」について

- 収支との関係でより詳細に分析が可能となるため、選択肢を「転居していない」、「転居したが元の住居に戻っている」、「今も転居先にいる」という3つにすることを検討している。
- ・ 調査票を詳細に読まない回答者は、一時的に転居した場合の記入の仕方について、間違った記入をすることも想定されるため、選択肢を2つから3つへ増やしたことは良いことだと思う。
 - ・ 選択肢を3つにする修正案については、報告者が選択肢を選択する際に、報告者自身の立ち位置が良く分かるように検討してほしい。
- (18) から (21) まだが一連の設問となっており、罹災証明書を受けた方の住宅の状況について問うものとなっている。罹災証明書を受けた(18)の場所を起点としており、今住んでいるところが転居先かどうか分かりにくいということはあるかもしれない。(18)の罹災証明書を受けた場所を起点としていることが分かりやすくなるように検討する。
- ・ この部分の調査票の設計にはフィルターがかかっている、罹災された者だけが回答していくのが現行案だが、世帯票については、唐突に住居について問う内容となると、回答者が混乱するおそれがある。人を主体にして問う世帯票において、急にここで主体を場所や家屋にスイッチすると分かりにくいので、あくまで人を主体にして調査票を設計した方がよい。
- 御指摘を踏まえ検討する。

世帯票「その他の人」について

- 支出にも大きく影響するところなので、変更することを検討している。選択肢の表記をどのようにするか悩ましいところはあるが、「他の介護施設入所」という選択肢を増やしたいと考えている。
- ・ 病院と称しながら有料老人ホームだったりするところもあるが、本調査について、そこまで厳密に考えるのも適当ではないため、「他の介護施設入所」という選択肢を追加する案で良いと考える。世間一般に浸透している言葉で表記してほしい。あとは、記入の手引きなどで詳しく説明すれば良い。
 - ・ マニュアルや記入の手引き等で工夫して補足していただきたい。

世帯票「要介護・要支援の別」について

→ (13) と (14) は設問の主体や内容が変わってくるため、介護をしている方と介護を受けている方の別を明確にしなければならないと判断した。このため、(13) と (14) の間に一行挿入して、これらの別が良く分かるように説明を加えたいと考えている。

- ・ 「40歳未満の方」について、記入者自身が自分のことだと思って回答を飛ばしてしまうのではないかという懸念があった。設問 (13) では介護をしている人が主体となっている一方で、設問 (14) では介護を受けている人が主体となっている。また、現行の調査票では、この部分の注釈の文字が小さく、回答者がこれを読んでくれるのか不安がある。設問 (13) と設問 (14) の間に一行挿入して説明を加えるという修正方針は良いが、(13) と (14) がしっかり区別されるように考えてほしい。細かいただし書きや手引きには、頼らない方が良いのではないか。

→ まず、各世帯員自身の状況を記入するよう注意書きすることを検討している。年齢は各世帯員の年齢で判断することが分かるようにし、(13) と混同されないように工夫する。

- ・ その方針で良いと思う。

「(3) 報告を求める者の変更」

- ・ 1調査単位区当たりの単身世帯数の変更について、統計的に問題はないか。

→ 集計したものをそのまま結果表とするのではなく、層化抽出して推計している。単身世帯の支出・収入というのは、性別や年齢別で大きく結果が異なる。これら区分ごとに母集団数が把握できているので、それぞれのサンプル数に比率を乗算して母集団を推計している。直近の国勢調査の比率を参考にしてしている。

- ・ 実査は、区市町村が行うものである。よって、会議において最近の審議内容について情報提供しているが、区市町村から本件に関する意見は特段出ていないので、受け入れられているのではないだろうか。
- ・ 調査員が行う名簿作りや調査依頼の負担が大きいと市町村から意見が出ている。名簿作りのための時間を頂きたい。調査依頼についても、不在や居留守と思われるような状況もある。よって、十分な準備期間がほしい。

→ 調査員の負担が大きいは改めて認識したので、しっかりと考えていきたい。

- ・ 十分な準備期間を取ることや、調査に協力することが自身の生活と無関係ではないことを周知するよう広報もしっかりと行ってほしい。

「(4) 調査方法の変更」

- ・ 政府調査のオンライン化は中・長期的な政府方針であり、オンライン化の流れは止まらないと思う。ただ、国勢調査のような比較的単純な調査票ならば、その効果も期待は大きい。例えば厚生労働省の国民生活基礎調査のように調査票が5つもあるようなものであれば難しい面もある。調査をオンライン化する効果として、審査事務の省力化とあるが、紙媒体とオンラインの混合では、むしろ調査員のチェック作業の量が膨大になることも考えられる。この意味で、地方公共団体の事務処理負担について慎重に検討することが必要になる。試験的導入も行っているようだが、問題も色々出てくる可能性

についても予め考えることが必要ではないかと思う。

- 調査事務の運用において、都道府県及び市町村としっかり連携していきたい。
- ・ 過去の調査においてシステムにつながりにくくなったこともあり、区市町村はシステム運用に不満を覚えているので、オンライン回答を推進するに当たっては、そのようなことのないよう、よろしく願いたい。
- ・ プライベートな内容を聞く調査なので、オンラインの方が回答しやすいということもある。あとは、オンライン回答を実施するにあたっての方法や説明がうまくできるかが問題である。
- ・ インフラというシステム上の問題とオンライン実施のためのサポートという2点について、これまでの経験もしっかりフィードバックしながら進めていってほしい。

「2 前回（平成 21 年）答申等における今後の課題への対応」

- ・ 貴金属については、持っている人の比率は分かるか。
- 貴金属等について、資産として価格評価が可能かについて行ったアンケート調査は、貴金属を持っている人に絞って調査したものであるため比率は不明である。
- ・ ここでの対応は、数の把握というよりも時価を回答することは困難であるということだと理解する。調査実施者による前回答申等における今後の課題への対応については、妥当と判断する。

6 次回予定

前回の部会で調査実施者において確認及び整理すべき事項となっており、今回の部会で回答のなかったものについては、次回部会にて回答することとされた。次回は、平成 25 年 11 月 26 日（火）15 時 00 分から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。